

# 日出町人権尊重の社会づくり条例

平成15年12月22日

条例第18号

## 前文

人権は、人権の尊重に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本理念とする日本国憲法の下に、人権、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自立した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の現実、町民すべての願いである。

また、日出町が国際化、情報化及び高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たちひとりひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使を伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての町民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権の社会づくりに関し、日出町（以下「町」という。）及び日出町民（以下「町民」という。）の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる条項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての町民の人権が尊重され、相互に共存しえる平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

## (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりを推進するための体制を整備するとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (町民の責務)

第3条 町民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 町民は、家庭、地域、学校、職域その他のさまざまな場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に、おのずから努めるとともに、町が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (施策の基本方針)

第4条 町長は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
- (3) 人権の課題ごとの施策に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 町長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、日出町人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更についても準用する。

（日出町人権施策推進審議会）

第5条 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び町長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査及び審議するため、日出町人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、町長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者、各種団体に属する者及び行政職員並びに人権侵害のあり得る各層の者から幅広く選出し、町長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。